

# 安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報				
製品名	I P A (イソプロピルアルコール)			
製品説明	種類	溶剤		
	主な用途	洗浄及び希釈用		
会社情報	会社名	大豊塗料株式会社		
	住所	〒346-0028 埼玉県久喜市河原井町 23-7		
	担当部門	技術部	作成者	唐木田 敦
	電話番号	0480-23-3011	F A X 番号	0480-23-3014
	緊急連絡先	担当部門に同じ	作成、改訂	2018. 4. 13
2. 危険有害性の要約				
【GHS分類】				
危険有害性項目		区分		
引火性液体		: 区分 2		
急性毒性 経口		: 区分外		
経皮		: 区分外		
吸入、ガス		: 分類対象外		
吸入、蒸気		: 区分外		
吸入、粉じん、ミスト		: 分類対象外		
皮膚腐食性/刺激性		: 区分外		
目に対する重篤な損傷性/眼刺激性		: 区分 2		
呼吸器感作性 固体/液体		: 分類できない		
呼吸器感作性 気体		: 分類できない		
皮膚感作性		: 分類できない		
生殖細胞変異原性		: 区分外		
発がん性		: 区分外		
生殖毒性		: 区分 2		
授乳に対する、または授乳を介した影響		: 分類できない		
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)		: 区分 1 (中枢神経系、全身毒性)		
		: 区分 3 (気道刺激性)		
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)		: 区分 1 (血液系)		
		: 区分 2 (呼吸器、肝臓、脾臓)		
吸引性呼吸器有害性		: 分類できない		
水生環境有害性(急性)		: 区分外		
水生環境有害性(慢性)		: 区分外		
オゾン層への有害性		: 分類できない		
※記載のないものは区分外、区分できない、分類対象外				
【GHSラベル要素】				
				
【注意喚起語】 危 険				
【危険有害性情報】				
引火性の高い液体及び蒸気 強い眼刺激 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い 臓器の障害 呼吸器への刺激のおそれ 長期又は反復暴露による血管、肝臓、脾臓の障害				

【注意書き】 《安全対策》	<p>全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。          使用前に取扱説明書を入手すること。          この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。          熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。          防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。          個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。          保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。          屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。          ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。          取扱後は手をよく洗うこと。          容器を密閉しておくこと。</p>
《応急処置》	<p>火災の場合には適切な消火方法をとること。          吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。          飲み込んだ場合：無理して吐かせないこと。          眼に入った場合、水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。          皮膚を流水、シャワーで洗うこと。          皮膚(または毛髪)に付着した場合：直ちに、全ての汚染された衣類を脱ぐこと。取り除くこと。          ばく露またはその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。          飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。          眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。          気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。</p>
《保管》	容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
《廃棄》	内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成および成分情報

成分及び含有量(危険有害物質を対象)

成分名	C A S No.	含有量 (%)	備 考
イソプロピルアルコール	67-63-0	99.9%以上	化審法、安衛法：(2)-207

### 4. 応急措置

目に入った場合：	<p>流水で15分以上洗い流す。          眼や瞼に残存しないよう、瞼を離して洗浄する。          医師の診断を受ける</p>
皮膚に付着した場合：	<p>汚染された衣服や靴を脱がせる。          流水で15分間以上洗い流す。          可能であれば石鹼で洗うこと。</p>
吸入した場合：	<p>新鮮な空気にあって安静保温する。          人工呼吸または酸素吸入を行う。          医師の診断を受ける。</p>
飲み込んだ場合：	<p>吐かせようとしてはならない。          水で口をすすぎ、医者を呼ぶ。</p>

### 5. 火災時の措置

消火方法：	<p>初期の消火には水(噴霧注水)、粉末、二酸化炭素などを使用する。          大規模火災の際は、泡(耐アルコール泡)消火剤などを用いて空気を遮断する。          (大規模火災時での散水は、火災を拡大する危険性がある)          容器を安全な場所へ移動する。          容器が火災にさらされている場合は、火が完全に消えるまで容器を側面から冷却する。          関係者以外の立ち入りを禁止する。</p>
-------	--

消防活動装備：	全面防護衣。空気呼吸器。循環式酸素呼吸器。ヘルメット。
消火剤：	散水または噴霧(小規模火災時)、粉末、泡(耐アルコール泡)、二酸化炭素。
<b>6. 漏出時の措置</b>	
	漏出場所の周辺を関係以外の立ち入りを禁止する。 防護衣を着用し、直接の接触を避ける。 付近に着火源となるものがあれば、速やかに取り除く。 漏出場所の周辺の人を退避させ、火災爆発の危険性の警告をする。 危険なくできるときは、漏洩部を止める。 少量の漏洩は砂または他の不燃性吸着材で取り除き、密閉できる容器に回収する。 大量に流出した場合は、後で破棄処理するため、流出しないよう盛り土で堤防を作る。
<b>7. 取扱、保管上の注意</b>	
取扱い：	裸火禁止。花火禁止。 密閉、換気、防爆型の電気装置と照明。 皮膚とのあらゆる接触を避ける。 作業中の飲食、喫煙の禁止。
保管：	耐火構造。 すべての他の物質から離しておく。 直射日光を避け、冷暗所に保管する。 保管場所は火気厳禁とする。 換気の良い場所に保管。
<b>8. ばく露防止措置及び保護措置</b>	
安全管理上の留意事項：	風上に部署し、低地から離れ、呼吸保護器及び保護衣を着装する。 火気厳禁とする。
管理濃度：	200ppm
許容濃度：	
日本産業衛生学会(1999)	最大許容濃度 400ppm
ACGIH(2000)	TLV-TWA 200ppm TLV-STEL 400ppm
設備対策：	1. 室内での取扱時は、発生源の密閉または排気装置を設ける。 2. 取扱い場所の付近には、シャワー設備などを設ける。
保護具	局所排気または呼吸保護具。 保護手袋。保護衣。 顔面シールドまたは呼吸用保護具と眼用保護具の併用。
<b>9. 製品の物理／化学的性質</b>	
外観等：	無色透明液体、刺激臭
沸点：	82.5℃
pH：	データなし
融点：	-88.5℃
引火点：	12℃
爆発範囲：	下限 2vol% 上限 12vol%
自然発火点：	399℃
蒸気圧：	4.4kPa(20℃)
比重(密度)：	0.78084at(25℃)
溶解度：	水、アルコール、エーテル、その他ほとんどの有機溶剤と良く混合する。
<b>10. 安定性及び反応性</b>	
化学的安定性：	通常の使用条件下で安定。強酸と反応する。
危険有害反応可能性	酸化剤や過酸化剤との接触で火災や爆発の危険性がある。 高温においてアルミニウムを腐食する。
避けるべき条件：	混触危険物質の接触。加熱。高温の物体、火花、裸火、静電気火花。
混触物質：	酸化剤、過酸化剤。
危険有害な分解生成物：	火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

<b>1 1. 有害性情報</b>	
毒性に関する情報	急性毒性物質
皮膚に付着した場合：	1. 皮膚に対する刺激性はない。 2. 長時間の接触は皮膚炎を引き起こす。皮膚の脱脂の原因になる可能性がある。
眼に入った場合：	1. 眼を刺激する。
吸入した場合	1. 頭痛、めまい、嘔吐の症状が現れる。 2. 連続吸入によって意識消失及び死亡に至ることがある。
急性毒性 (RTECS)：	吸入毒性 ラット LD50: 68.5mg/L 4hours 経口毒性 ラット LD50: 4384mg/kg 経皮毒性 ウサギ LD50: 12870mg/kg
<b>1 2. 環境影響情報</b>	
水生環境有害性(急性)：	魚類 メダカ LC50>100mg/L96H 区分外とした。
水生環境有害性(慢性)：	難水溶性でなく(水溶解度=1.00×10 <sup>6</sup> mg/L <sup>51</sup> )、急性毒性が低いことから、区分外とした。
<b>1 3. 廃棄上の注意</b>	
焼却法：	1. おがくず、ウエス等に吸収させ焼却炉で焼却する。 2. 焼却炉の火室へ噴霧し、焼却する。 3. 燃えにくい場合は助燃剤とともに燃焼させる。
容器の廃棄：	1. 空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に処分する。 2. 残留物が爆発する危険性があるため、ドラム缶を溶接、切削などをしないこと。
<b>1 4. 輸送上の注意</b>	
国際規制	
海上規制情報	I M Oの規定に従う。
国連番号	1229
品名(国連輸送名)	ISOPROPANOL
国連分類	3(引火性液体)
容器等級	II
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
国内規制	下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。 陸上輸送 消防法 危険物 第4類引火性液体；アルコール類(指定数量400L) 危険等級II 労働安全衛生法 危険物 引火性の物 海上輸送 船舶安全法 告示別表第1引火性液体類 航空輸送 航空法 告示別表第1引火性液体類
輸送の安全対策及び条件	車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人へイエローカードを携帯させること。 運送容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の表示をする。 指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し、消火設備を備える。 陸上輸送の場合、運送時の積み重ね高さは3m以下とする。 第1類及び第6類の危険物及び高压ガスを混載しない。 輸送用容器(タンカー、タンク車、タンクローリーを除く)は危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定めたものを使用する。 その他関係法令の定めるところに従う。
緊急時応急措置指針(ERG)番号	129

<b>15. 適用法令</b>	
労働安全衛生法：	名称等を通知すべき有害物(法57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号 第494号) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1場第1項第4号) 名称等を表示すべき有害物(施行令第18条)
消防法：	第4類引火性液体、アルコール類(法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法：	引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法：	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
化審法：	優先評価化学物質 (イソプロピルアルコール)
海洋汚染防止法：	有害性液体Z類物質 (イソプロピルアルコール)
<b>16. その他の情報</b>	
出典 化学品別適用法規総覧      化学工業日報社 ACGIH RTECS 安全衛生情報センター ( <a href="http://www.jaish.gr.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx">http://www.jaish.gr.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx</a> )	
[注意] 本データシートは、作成時または改訂時において、製品およびその組成に関する最新の情報の情報（危険有害性情報・取扱い情報等）を集めて作成しておりますが、すべての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い、改定いたします。 また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。 本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。	